

学校いじめ防止基本方針

下関市立桜山小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本市においては、「15歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童生徒が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子ども達一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(3) 基本的な認識

- ◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。
 - ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
 - ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。
- ◆いじめは「学校、家、庭、地域の教育力が問われる問題」である。
 - ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
 - ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。
 - ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。
- ◆いじめは、「発見が難しい問題」である。
 - ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
 - ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。
- ◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。
 - ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

上記の考えのもと、桜山小学校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が、「(校訓) 正しく 強く 美しく」の校訓のもと、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの防止等のための組織（校内組織）

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
校長の指揮のもと、いじめ対策の推進の中心となる。

校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター
・学年主任・養護教諭

3 未然防止の取組

子どもの発達段階に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。

学校は、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

(1) 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。
- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・全教育活動を通じた人権教育の推進を実施。いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング、心のアンケートなどを生かし、児童の実態を十分に把握し、よりより学級経営につとめる。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかかわり、信頼関係を築く。

(3) 児童生徒の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や生徒会活動、学校行事など、児童生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
- ・縦割り班活動のなかで、協力したり、ともに遊んだりすることを通して、人と関わる力を身に付けさせる。

(4) 相談体制の整備

- ・人に言えない深刻な悩みが相談できる体制を構築する。
- ・生活アンケートなどから学級の実態、問題点を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・毎週実施の「生活アンケート」、毎学期の教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- ・SCや教員など校内巡視による気づきや相談の充実を図る。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・中学校区の中学校と小学校と情報交換や交流活動を行う。

(6) 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、コミュニティ・スクール運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

(7) 中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律等の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解をする。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。必要に応じて、SC、SSW、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎週「生活アンケート」毎学期「(保護者)生活アンケート」の実施

- ・毎週「生活アンケート」を実施する。また、毎学期「(保護者)生活アンケート」をもとに、一人ひとりの児童や保護者から直接話をして、思いをくみ取る。

5 早期発見の取組(把握しにくいいじめへの対応)

※ 問題行動対応マニュアル「いじめ：②いじめの早期発見に向けた取組」参照

- (1) 日常的な行動のきめ細かな観察
- (2) 生活ノートや日記等からの情報収集
- (3) いじめアンケートの実施(児童生徒：毎週、保護者：毎学期に1回)
週1回のアンケート調査を確実にし、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
- (4) いじめ相談箱の設置
- (5) 教育相談の充実(教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等)
- (6) 悩みごと等の相談機関の周知(下関スタンダード生徒指導版「相談窓口一覧」等)

6 解決に向けた取組

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、桜山小学校いじめ防止推進委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(1) 初期対応※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ：初期対応、初期・中期対応」参照

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する。)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

(被害児童生徒)

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

(加害児童生徒)

- ・いじめの具体的な行為(冷やかす、仲間はずしなど)を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

(周囲の児童生徒)

- ・配慮をすることを伝え、具体的な事実(いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか)を聞き取る。

エ いじめ防止推進委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止推進委員会」を招集し、聞き取った内容(不明確なことがあれば再度聞き取り)をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童生徒とその保護者への対応

- b 加害児童生徒とその保護者への対応
- c 他の児童生徒及び保護者への対応
- d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）
- ・情報提供者が分からないよう万全の対策をとる。

オ対応上の留意点

a 被害児童生徒とその保護者への対応

(被害児童)〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

(被害児童生徒の保護者)〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

(加害児童生徒)〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

(加害児童生徒の保護者)〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒の指導や支援について、共に考える。（加害児童生徒への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪等を相談する。

c 他の児童生徒及び保護者への対応

(他の児童生徒)

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害児童生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

(他の保護者)

- ・重大事態の場合、加害・被害児童生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

(2) 中期・長期対応 ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ：中期・長期対応」参照

ア 当該児童生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やPTA総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策につて啓発する。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

7 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日

（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

(1) 教育委員会に、いじめの報告をする。

※「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処する。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

② 調査組織で、事実の関係を明確にするための調査を実施

- ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
- ・いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・調査前に「得られたアンケート結果、は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象の児童生徒や保護者に説明しておく。

※「事実関係を明確にする調査」とは

「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する
- ④調査結果を下関市教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要措置

※平成26年3月策定。

※平成27年3月改正。Q-Uテスト実施を削除。必要に応じて実施するため。

※平成29年3月改正。「中学校区での取組」を付加。

いじめへの対応フロー図

